

# ○大野城太宰府環境施設組合特別職の職員の報酬等に関する条例

昭和53年2月23日  
条例第10号

## (趣旨)

第1条 特別職の報酬等に関しては、この条例の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 正副組合長、参与

(2) 監査委員

(3) 臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者

(常勤職の報酬等)

第3条 前条第1号に掲げる特別職の職員には、報酬及び旅費を支給する。

2 前項の報酬月額は別表第1のとおりとし、毎年12月及び3月に支給する。

3 旅費は、公務のため組合を組織する地方公共団体以外に旅行したときに、大野城太宰府環境施設組合職員等の旅費に関する条例(昭和55年条例第7号)の規定により支給する。

(非常勤職員の報酬等)

第4条 第2条第2号及び第3号に掲げる特別職の職員には、別表第2の区分により、報酬及び旅費を支給する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年2月28日から適用する。

附 則(昭和55年条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第3号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第3号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第1号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第2号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第3号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第2号)

## (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

職名	組合長	副組合長	参与
報酬月額	27,300円	25,800円	24,400円

別表第2(第4条関係)

区分	報酬(円)	旅費	
		普通旅費	費用弁償
監査委員	年額 258,800円	大野城太宰府環境施設組合職員等の旅費に関する条例による。	職務を行うため出席した場合1日につき2,500円
	議会選出 年額 129,400円		
第2条第3号に該当する者	予算に定められた範囲内	"	"